

## ◎ 地方法人特別税等に関する暫定措置

法  
(平成二〇年四月三〇日法律第二五号)

### 一、提案理由(平成二〇年二月二日・衆議院総務委員会)

○増田国務大臣

……………(略)……………

地方法人特別税等に関する暫定措置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税法系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税の税率の引き下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定める必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

その一は、法人の事業税の税率の引き下げに関する事項であります。

法人の事業税につきましては、資本金一億円以下の普通法人等に係る年八百万円を超える所得及び清算所得に適用される税

地方法人特別税等に関する暫定措置法

率を五・三％に引き下げる等の措置を講ずることとしております。

その二は、地方法人特別税の創設に関する事項であります。地方法人特別税は、法人の事業税の納税義務者に対して課する国税とし、法人の事業税額を課税標準とすることとしております。税率は、資本金一億円以下の普通法人等について八一％とする等としております。また申告及び納付、賦課徴収等については、法人の事業税とあわせて行うこととしております。

その三は、地方法人特別譲与税に関する事項であります。地方法人特別譲与税は、地方法人特別税の収入額を、使途を限定しない一般財源として人口及び従業者数の基準等により都道府県に対して譲与することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

……………(略)……………

### 二、衆議院総務委員長報告(平成二〇年二月二九日)

○渡辺博道君 たいま議題となりました三案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

地方法人特別税等に関する暫定措置法

まず、三案の要旨について申し上げます。

.....(略).....

次に、地方法人特別税等に関する暫定措置法案は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税法系の構築が行われるまでの間の措置として、法人事業税の税率の引き下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に譲与する措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

三案は、いずれも、去る二月十九日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同月二十一日増田総務大臣から提案理由の説明を聴取し、翌二十二日から質疑に入り、同日福田内閣総理大臣に質疑を行ったほか、二十六日には参考人からの意見聴取を行うなど、慎重かつ熱心な審査を行いました。本日質疑を終局し、討論を行い、採決いたしましたところ、三案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院は、平成二〇年四月三〇日、憲法第五九条第四

項の規定に基づき参議院が否決したものとみなし、同条

第二項の規定に基づき再可決した。